

旅券(パスポート)申請のごあんない

マイナポータルから
オンライン申請もできます。
(紙申請よりも手数料が400円安くなります。)
詳しくはこちらをご覧ください。

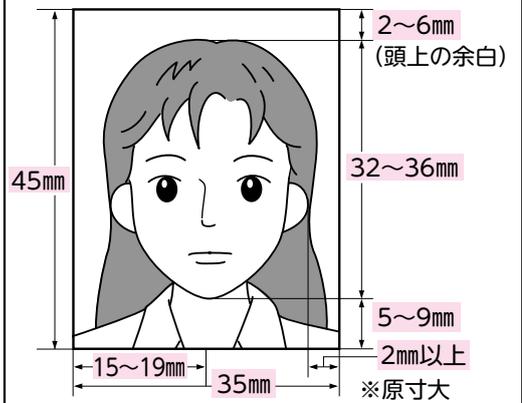


令和8年4月改訂

申請に必要な書類

※次の書類を全て原本でご用意ください。
※有効旅券をお持ちの方は2ページ5もご確認ください。

折り曲げた申請書は受付できません

<p>1 一般旅券発給申請書 1通 (10年用) または (5年用) ※18歳未満の方は5年用のみ申請可</p>	<p>○用紙は旅券窓口、県内の市役所、町役場にあり。外務省ホームページからダウンロードすることも可能です。 ○書き方は記入例をご覧ください(申請者本人の署名がないもの、未成年者または成年被後見人の申請で法定代理人署名がないものは受付できません。)</p>
<p>2 戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 提出の前日6か月以内に作成されたもので記載事項が最新のもの(コピー不可) ※戸籍抄本(個人事項証明書)は不可</p>	<p>○有効旅券をお持ちの方で、氏名・本籍(都道府県名)等に変更のない方は省略できます(ただし、申請書には本籍地の地番まで記入が必要です)。 ○別名併記の方や一時帰国の方は原則省略できません(詳しくはお問い合わせください)。 ○同一戸籍内にある2人以上の方が申請する場合は、同時申請に限り戸籍謄本(全部事項証明書)1通で共用することができます。 ○2枚以上の場合は、欠落のないようすべてお持ちください。</p>
<p>3 写真 1枚 申請書に貼らずにお持ちください</p>  <p>○提出の前日6か月以内に撮影されたもの ○ふちなしで上図の各寸法を満たしたもの</p>	<p>○旅券用写真は本人確認を行う上で非常に重要です。提出された写真が旅券に転写されますので、必ず規格に合った写真をお持ちください。 ○正面、無帽、顔や背景に影がなく、背景は無地の淡い色(白色推奨、グラデーション不可)であること。 ○より確実な本人確認のため眼鏡を外した顔写真を推奨します。 ○不適当な写真の場合には、写真の撮り直しをお願いすることがあります。 【不適当な例】 ×旅券の転写に際し支障となる写真(明暗・画質・色調・画像の不良・不鮮明等) ×髪や眼鏡等で目および顔の一部が隠れるもの ×背景と人物の境界が不明瞭なもの ×顔の輪郭が不鮮明なもの(顔に影がある、髪や光の反射で輪郭が隠れる等) ×サングラスや処方のない色付き眼鏡の着用、カラーコンタクトや瞳のフチを広げるコンタクトの装着 ×髪飾り、装飾品、化粧、服装等で人物を特定しにくいもの ×表情が通常と異なるもの(笑顔、目を細めている、歯が必要以上に見えている等) ×顔にてかりやムラがあるもの、眼鏡のレンズに光が反射しているもの(赤目も不可) ×画像加工がされたもの、左右が反転したもの ×写真専用紙以外に印刷したもの</p>
<p>4 申請者の本人確認書類(原本) 右記のAまたはB 申請時に有効な原本(コピー不可) ○代理申請をする場合、申請者本人と代理提出人のそれぞれの本人確認書類が必要です。 ○本人確認書類の内容(氏名・ふりがな・本籍・現住所等)が、戸籍謄本・住民票の内容と異なる場合は使用できませんので、事前に確認してください。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p>○中学生以下の方は下記の例も可 例) 保険資格確認書+法定代理人の運転免許証・保険資格確認書等</p> <p>○小学生以下の方は下記の例も可 例) 保険資格確認書+母子手帳</p> </div>	<p>A 1つでよいもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆個人番号(マイナンバー)カード(マイナンバーの通知カードは不可) ◆有効旅券(必ず提示) ◆失効後6か月以内の旅券 ◆小型船舶操縦免許証 ◆宅地建物取引士証 ◆官公庁・特殊法人・独立行政法人職員身分証明書(写真付) ◆写真付き身体障害者手帳(写真貼替防止がなされているもの) ◆運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの。運転免許経歴証明書は不可) ◆運転免許証 ◆電気工事士免状 ◆海技免状 ◆無線従事者免許証 <p>B 2つ必要なもの(①+①)または(①+②)。②のみ2つは受付できません。</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇保険資格確認書(健保・国保・船員・共済)、後期高齢者医療資格確認書 ◇国民年金・厚生年金の年金手帳または年金証書、共済年金証書、船員保険年金証書、基礎年金番号通知書 ◇印鑑登録証明書(登録印も必要)^(※) ◇介護保険被保険者証 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇学生証(写真付) ◇会社の身分証明書(写真付) ◇療育手帳 ◇失効後6か月を経過した旅券 ◇源泉徴収票(最新のもの) ◇(県民税・市町村民税)納税証明書^(※) <p>(※) 提出の前日6か月以内に作成されたもの</p>
<p>5 前回発給を受けた旅券</p>	<p>○有効中の旅券を切り替える場合は、有効旅券を提示しないと申請できません。(残存有効期間は切り捨てとなり、新旅券に繰り越すことはできません。) ○失効している場合でも、その旅券をお持ちください。</p>

※住民票 原則不要です 滋賀県内に住民登録されている方は、住民基本台帳ネットワークシステムで確認ができるため、原則、住民票の提出は不要です。ただし、次の方は提出の前日6か月以内に作成された住民票(マイナンバーが記載されていないもの)が1通必要です。(コピー不可)
・住民票の住所や氏名を変更された直後に申請される方
・居所申請をされる方(滋賀県内に住民登録のない方で、滋賀県内に居住している方)
※居所申請をされる場合は、事前にお問い合わせください。(代理申請不可)

〈申請についてのご注意〉

虚偽の申請をすると、旅券法および刑法により処罰されます。

次のいずれかに当てはまる方は、必ず事前に滋賀県パスポートセンターまでお問い合わせください。

- 申請書の「刑罰等関係」欄に該当する方
- 有効旅券を紛(焼)失・損傷した方
- 居所申請の方(住民登録地以外に住んでいる方)
- 非ヘボン式表記(OHによる長音表記を含む)・別名併記を希望する方
- 有効期間が1年以上残っている方
- 一時帰国の方
- 前回旅券申請をして受け取りに来なかった方
- 対立地域に渡航する方
- 5件を超える代理提出をする方(家族分の申請は除く)

1 日本国籍を有し、滋賀県内に住民登録している方が申請できます。

※滋賀県内に住民登録をしていない方でも、滋賀県内に居所があり、一定の条件を満たせば居所申請ができますので、事前にお問い合わせください。

2 申請書に貼る写真と「所持人自署」欄の署名は、旅券にそのまま転写されます。

- 署名は必ず申請者本人が記入してください。
- 署名の訂正や書き直し(なぞり書き)はできませんので、特に注意してください。
- 身体の障害等により、申請者自ら署名することが難しい場合は、事前にご相談ください。

3 未成年者または成年被後見人が申請する場合

- 18歳未満の方は、5年旅券のみ申請できます。
なお、年齢は誕生日の前日に加算されます。(年齢計算ニ関スル法律による)
- 未成年者または成年被後見人の方は、申請書裏面の「法定代理人(親権者、後見人など)署名」欄に親権者または成年後見人の自署が必要です。(成年被後見人の方は、後見に関する「登記事項証明書」の提示も必要)
※親権者または成年後見人が遠隔地在住等のため、申請書に自署できない場合は、「旅券申請同意書」(様式は滋賀県パスポートセンターのホームページに掲載しています。)を提出してください。

4 申請書類等を代理で提出する場合

申請手続は、本人が直接パスポートセンターの窓口に来所することが原則ですが、申請書内「申請書類等提出委任申出書」の提出により申請者が指定した方が代理提出できます。

＜代理提出の注意事項＞

- 申請者本人の必要な書類(表記「申請に必要な書類1~5」の全ての書類)の他に、代理人の本人確認書類(表記「申請に必要な書類4」から1つ、例えば運転免許証等)が必要です。

5 有効旅券をお持ちの方が申請する場合

有効旅券をお持ちの方で次に該当する方は、有効旅券を提示のうえ新たな旅券を申請することができます。

- ①旅券の有効期間が1年未満になった方
- ②旅券の記載事項(氏名・本籍地の都道府県名・性別・生年月日)に変更があった方
- ③旅券の査証欄に余白がなくなった方

※②、③の方は、現在の旅券と有効期間満了日が同一となる「残存有効期間同一旅券」または「新規の旅券」のどちらかを申請することができます。

	残存有効期間同一旅券	新規の旅券
申請書	残存期間同一用(黄)	10年用(赤)または5年用(青)
有効期間	新たな旅券の発行日から 現在お持ちの旅券の有効期間満了日まで	新たな旅券の発行日から10年または5年 (現在お持ちの旅券の残存有効期間は切り捨てとなります)
手数料	6,300円	16,300円(10年用) 11,300円(5年用) 6,300円(12歳未満)
その他	※どちらの申請においても新たに旅券を作成するため、所持人自署、顔写真、旅券番号が変わります。 ※申請書以外に必要な書類については1ページ目を参照ください。	

記入例

申請書は **折り曲げ厳禁** です

- ◎必ず黒ボールペンまたは黒インクで記入してください（文字つぶれや裏写りが出てしまう油性ペンやサインペン、鉛筆、消えるインク等で書かれたものは受付できません。）
- ◎記入を誤った場合は、黒ボールペンまたは黒インクで二重線を引き、正しい内容を余白に黒で記入してください（修正液等は使用しないでください）。ただし、「所持人自署欄」は訂正できません。

《 おもて 》

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用) **5年用**

一般旅券発給申請書

記入しないでください。

写真はお持ちください

1 所持人自署

2

裏面も記入してください

申請者本人記入

所持人自署欄

この署名がパスポートのサインとなりますので、**小学生以上の方は必ず申請者本人が記入してください。**（ひらがな可）

- 漢字で書く場合
近江一郎
- ローマ字で書く場合
Omi Schiro
- ひらがなで書く場合
おうみ いちろう

乳幼児で本人が署名できない場合は、親権者が代筆し、例のように代筆者名を枠の下に記入してください。

- 日本語の署名
近江和也
近江知子(母)代筆
- ローマ字で書く場合
Omi Kazuya
by T. Omi (mother)

【書き直しとなる署名例】

近江一郎

×枠からはみ出たもの

近江一郎

×署名をなぞったもの

近江一郎

×インクが薄いもの

×かすれや汚れがあるもの

戸籍どおり正確に記入してください。

前回の旅券について記入してください。(既に失効した旅券で、番号等がわからない場合は空欄で結構です。)

住民票の住所(〇荘〇棟〇号まで)を記入してください。

連絡がつきやすいところ(一緒に渡航をしない人)を記入してください。

該当する方の□に✓をつけてください。

申請者本人または法定代理人が記入

該当する方の□に✓をつけてください。

「はい」に該当する方は、必ず事前にパスポートセンターまでお尋ねください。

申請から旅券の受け取りまで

1 申請

- ・[申請に必要な書類1~5] (1ページ)を旅券窓口へ提出してください (郵送による取扱いは一切できません)。
- ・申請書類受付後、旅券を受け取る時に必要な受理票(旅券引換書)をお渡しします。
- ＊代理申請(提出)をする場合は、「4 申請書類等を代理で提出する場合」(2ページ)をよくお読みください。

2 旅券の受け取り

- ・年齢にかかわらず、必ず本人がお越しください (代理での受け取りはできません)。
- ・申請された窓口以外での受け取りはできません。
- ・旅券は発行日から6か月以内に必ずお受け取りください。受け取りせず当該旅券が失効した場合、失効後5年以内に再度旅券を申請される際に、手数料が通常より高くなります。

○交付予定日

- ・滋賀県パスポートセンター……申請後、10~12日後。
- ・米原出張窓口……申請後、14日後。

＊ただし、上記の期間内に祝日、年末年始、米原出張窓口にあつては、文化産業交流会館の休館日がある場合は、更に日数がかかります。

＊旅券の配送遅延等により、交付予定日が遅れる可能性があるため、余裕をもって申請してください。なお、交付予定日が遅れる場合は、前日までにご連絡します。

○受け取りに必要な書類

- (1) 申請受付時にお渡しする受理票(旅券引換書)
 - (2) 有効旅券(申請時に有効中の旅券がある方のみ)
 - (3) 手数料(滋賀県分はキャッシュレス決済でお支払いください。)
 - 10年用 16,300円(滋賀県分2,300円+収入印紙14,000円分)
 - 5年用(12歳以上の方) 11,300円(滋賀県分2,300円+収入印紙9,000円分)
 - 5年用(12歳未満の方) 6,300円(滋賀県分2,300円+収入印紙4,000円分)
 - 残存有効期間同一用 6,300円(滋賀県分2,300円+収入印紙4,000円分)
- ＊ 滋賀県収入証紙は、令和8年4月1日以降は使用できません。
 - ＊ 年齢は、誕生日の前日に加算されます。(年齢計算ニ関スル法律による) 特に、12歳の誕生日の前日に申請される方は、12歳以上の手数料(11,300円)となりますのでご注意ください。
 - ＊ 令和5年3月27日以降に申請され、発行後6か月以内に受け取りせず、当該旅券が失効した場合、失効後5年以内に再度旅券を申請する際に、上に示した手数料に加えて、6,000円(滋賀県分2,000円+収入印紙4,000円分)を納付いただきます。
 - ＊ 支払方法については、申請時に案内します。
 - ＊ キャッシュレス決済手段をお持ちでない方は、申請時に必ず窓口にてお申し出ください。

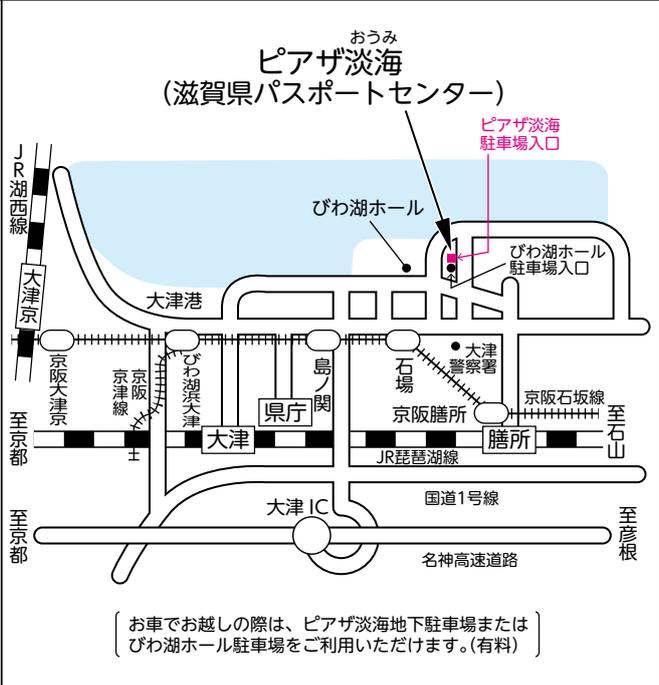
ヘボン式ローマ字綴り方表

あ A い I う U え E お O	きゃ KYA きゅ KYU きょ KYO	が GA ぎ GI ぐ GU げ GE ご GO
か KA き KI く KU け KE こ KO	しゃ SHA しゅ SHU しょ SHO	ざ ZA じ JI ず ZU ぜ ZE ぞ ZO
さ SA し SHI す SU せ SE そ SO	ちゃ CHA ちゅ CHU ちょ CHO	だ DA ぢ JI づ ZU で DE ど DO
た TA ち CHI つ TSU て TE と TO	にゃ NYA にゅ NYU によ NYO	ば BA び BI ぶ BU べ BE ぼ BO
な NA に NI ぬ NU ね NE の NO	ひゃ HYA ひゅ HYU ひょ HYO	ぱ PA ぴ PI ぷ PU ぺ PE ぽ PO
は HA ひ HI ふ FU へ HE ほ HO	みゃ MYA みゅ MYU みょ MYO	注意 1 撥音 ヘボン式ではB・M・Pの前のNはMになります。 南部 NAMBU(なんぶ) 本間 HOMMA(ほんま) 俊平 SHUMPEI(しゅんぺい) 2 促音 小さい「っ」は次の子音を重ねます。 服部 HATTORI(はっとり) 吉川 KIKKAWA(きっかわ) 但し、チ(CHI)、チャ(CHA)、チュ(CHU)、 チョ(CHO)に限り、その前には「T」が入ります。 越中 ETCHU(えっちゅう) 八丁 HATCHO(はっちょう) 3 長音 次のような場合、U、OまたはHはいりません。 おおた ITO いとう ITO しょうじ SHOJI ようこ YOKO ゆう YU ゆうこ YUKO
ま MA み MI む MU め ME も MO	りゃ RYA りゅ RYU りょ RYO	
や YA い I ゆ YU え E よ YO	ぎゃ GYA ぎゅ GYU ぎょ GYO	
ら RA り RI る RU れ RE ろ RO	じゃ JA じゅ JU じょ JO	
わ WA ゐ I う U ゑ E を O	びゃ BYA びゅ BYU びょ BYO	
ん N(M)	ぴゃ PYA ぴゅ PYU ぴょ PYO	

旅券に使用されている略語

性別	生年月日、発行年月日、有効期間満了日の月表示			
M: MALE (男性)	JAN: JANUARY (1月)	APR: APRIL (4月)	JUL: JULY (7月)	OCT: OCTOBER (10月)
F: FEMALE (女性)	FEB: FEBRUARY (2月)	MAY: MAY (5月)	AUG: AUGUST (8月)	NOV: NOVEMBER (11月)
	MAR: MARCH (3月)	JUN: JUNE (6月)	SEP: SEPTEMBER (9月)	DEC: DECEMBER (12月)

受付窓口

<p>名称</p>	<p>滋賀県パスポートセンター (ピアザ淡海^{おうみ}1階)</p>	<p>米原出張窓口 (県立文化産業交流会館1階)</p>
<p>所在地</p>	<p>〒520-0801 大津市におの浜一丁目1番20号 JR／琵琶湖線「膳所駅」下車 徒歩約15分 京阪電車／石坂線「石場駅」下車 徒歩約5分 バス／JR 大津駅から近江バス バス停「大津署前」下車 徒歩約7分 電話 077 (527) 3323 *番号のかけ間違いにご注意ください。</p>	<p>〒521-0016 米原市下多良二丁目137 JR／琵琶湖線「米原駅」西口下車 徒歩約8分 近江鉄道／「米原駅」下車 徒歩約8分 電話 0749 (52) 5000 (滋賀県パスポートセンターへ転送されます。) *番号のかけ間違いにご注意ください。</p>
<p>受付時間</p>	<p>申請：月～金曜日 9：00～16：30 受け取り：月～金・日曜日 9：00～16：30 (土曜日、祝日*および 年末年始(12/29～1/3)は休みです。) *日曜日は申請できませんのでご注意ください。 ※祝日と重なる日曜日は受け取りができます。</p>	<p>申請：火曜日・水曜日・木曜日 受け取り：火曜日・水曜日・木曜日・日曜日 10：00～12：00 13：00～16：00 (祝日*、年末年始(12/29～1/3)および会館の休館日は休みです。 *会館の休館日は、滋賀県パスポートセンターホームページをご覧ください。) *日曜日は申請できませんのでご注意ください。 ※祝日と重なる日曜日は受け取りができます。</p>
<p>場所</p>	 <p>お車でお越しの際は、ピアザ淡海地下駐車場またはびわ湖ホール駐車場をご利用いただけます。(有料)</p>	 <p>お車でお越しの際は、文化産業交流会館の駐車場をご利用ください。</p>

お問い合わせは、滋賀県パスポートセンター 電話 077 (527) 3323 まで
FAX 077 (527) 3329 まで (おかけ間違いのないよう
ご注意ください。)

☆滋賀県パスポートセンターホームページ
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/300696.html>)



その他の手続き

- 下記の手続きについては、旅券窓口では取り扱っておりませんので各機関にお問い合わせください。
- 査証(ビザ) …… 渡航先国の在日大使館または領事館
 - 予防接種 …… 大阪検疫所 TEL 06 (6571) 3522
 - 国際運転免許証 …… 滋賀県運転免許センター TEL 077 (585) 1255